

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成16年 8 月

株式会社 東邦システムサイエンス

東京都文京区本駒込二丁目28番10号

発行価格及び売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年8月24日に関東財務局長に提出し、平成16年8月25日に一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの届出の効力が生じております。

1. 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年8月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集400,000株の募集の条件及びオーバーアロットメントによる売出し60,000株の売出しの条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が、平成16年8月24日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

| 2. 訂正事項 | 頁 |
|-----------------------------|---|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第1 募集要項 | 1 |
| 1 新規発行株式 | 1 |
| 2 株式募集の方法及び条件 | 1 |
| (1) 募集の方法 | 1 |
| (2) 募集の条件 | 2 |
| 3 株式の引受け | 2 |
| 4 新規発行による手取金の使途 | 3 |
| (1) 新規発行による手取金の額 | 3 |
| (2) 手取金の使途 | 3 |
| 第2 売出要項 | 3 |
| 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し) | 3 |
| 2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し) | 3 |
| 第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 | 4 |
| オーバーアロットメントによる売出し等について | 4 |

3. 訂正箇所

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 |
|------|----------|
| 普通株式 | 400,000株 |

(注) 1. 平成16年8月16日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、U F Jつばさ証券株式会社が当社株主から賃借する当社普通株式60,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 平成16年8月16日(月)開催の取締役会において、平成16年11月19日(金)付をもって、普通株式1株を1.3株に分割することを決議しております。

4. 上記株式の分割は、平成16年9月30日(木)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.3株の割合をもって分割します。

2【株式募集の方法及び条件】

平成16年8月24日(火)に決定された発行価額(1株につき674.30円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(1株につき722円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------------------|------------------------------|--------------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 400,000株 (注) 1. | <u>269,720,000</u> (注) 2. | <u>135,200,000</u> |
| 計(総発行株式) | 400,000株 | <u>269,720,000</u> | <u>135,200,000</u> |

(注) 1. 全株式を証券会社の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

(注) 2. 4. の全文削除及び3. の番号変更

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 発行価額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------------|---------|-------------|--------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 722 | 674.30 | 338 | 100株 | 自平成16年8月25日(水) 至平成16年8月27日(金) | 1株につき 722 | 平成16年9月1日(水) |
| 新株引受権証書に関する事項 | | 該当事項はありません。 | | | | |

- (注) 1. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 2. 申込証拠金のうち発行価額相当額(1株につき674.30円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
 3. 申込証拠金には、利息をつけません。
 4. 株式の受渡期日は、平成16年9月2日(木)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、変更登録日(平成16年9月2日(木))から売買を行うことができます。
 なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該変更登録日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
 5. 株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。
 6. 一般募集は発行価格にて行います。
 7. 発行価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額であります。
 8. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 9. 新株式に対する配当起算日は、平成16年4月1日(木)といたします。

(注) 6. 7. 8. 9. の全文削除及び10. の番号変更

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|--------------|-------------------|----------|---|
| UFJつばさ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目1番3号 | 400,000株 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成16年9月1日(水)に払込取扱場所へ発行価額と同額(1株につき674.30円)を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(1株につき47.70円)の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | - | 400,000株 | - |

(注) 上記証券会社と平成16年8月24日(火)に元引受契約を締結しました。

ただし、株式の受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|-------------------------|-------------|
| 269,720,000 | 10,000,000 (注) 1. 2. | 259,720,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払われないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2)【手取金の使途】

上記手取概算額259,720千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限40,458千円と合わせ、手取概算額上限300,178千円について、今後の業容拡大、収益基盤拡大に向けた投融資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------------|------------|-----------------------------------|
| 普通株式 | 60,000株 (注) | 43,320,000 | 東京都千代田区大手町一丁目1番3号 UFJつばさ証券株式会社 |

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から賃借する当社普通株式60,000株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---------|--|------|--------------|-----------------------|----------------|----------|
| 722 | 自 平成16年 8月25日(水) 至 平成16年 8月27日(金) | 100株 | 1株につき 722 | UFJつばさ証券株式会社の本支店及び営業所 | - | - |

(注) 1. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

2. 申込証拠金には、利息をつけません。

3. 株式の受渡期日は、平成16年9月2日(木)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

4. 株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

5. 株式の受渡期日前に、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の一般募集が中止された場合は、事由の如何を問わず、オーバーアロットメントによる売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から賃借する当社普通株式60,000株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年8月16日（月）開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成16年9月26日（日）を払込期日として行うことを決議しております。また、UFJつばさ証券株式会社は、平成16年8月30日（月）から平成16年9月21日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式（以下「賃借株式」という。）の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（60,000株）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、UFJつばさ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、安定操作取引を行う場合があります。かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を賃借株式の返却に充当する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。